

木曽社会福祉事業協会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は社会福祉法人 木曽社会福祉事業協会（以下「法人」という）の役員及び評議員の報酬並びに費用弁償等に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員及び評議員の定義)

第2条 この規程において、役員及び評議員の定義は次に示す通りとする。

(1) 役員とは、理事及び監事とする

(2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、法人が定める所定労働時間に準じる者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事、監事は常勤監事という

(3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう

(4) 評議員とは定款第5条に規定する者をいう

(報酬等の支給)

第3条 役員・評議員に対しては、それぞれの職務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給するものとする。

(1) 常勤の役員：報酬、賞与、交通費及び退職手当

但し、常勤役員において施設・本部事務局の職を兼務している者の給与が別表第1・第2の役員報酬額を上回る場合は支給しないものとし、報酬額に満たない場合のみ差額を役員報酬として支給する

(2) 非常勤の役員：報酬、交通費

(3) 評議員：報酬、交通費

2 退職手当は、各種退職手当関係・雇用保険・労働保険の加入対象外となる常勤の理事に対して支給することとし、円滑に職務を全うし、且つ任期の満了、辞任又は死亡により退任した場合のみ支給する。

(報酬等の額の算定基準)

第4条 役員、評議員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当

該各号に定める額の範囲内で、評議員会において決定する。

尚、評議員の報酬の総額は定款第8条に規定する総額を超えない範囲とする。

(1) 役員報酬：別表第1に定める額

(2) 役員賞与：別表第2に定める算式により算出される額

(3) 役員通勤手当：給与規程第35条、第36条により算出される額

(4) 役員退職手当：別表第3に定める算式により算出される額

(5) 非常勤役員報酬額：別表第4に定める額

(6) 評議員：別表第5に定める額

2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第4の通りとする

但し、非常勤の理事長については別表第1に定める額

3 交通費：別表第6に定める額

(役員報酬等の総額)

第5条 第4条報酬等の額の算定基準により算出される役員総報酬額の上限は1,500万円

を超えない範囲とし、評議員会において決議する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応

じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 報 酬：毎月16日（但し、当該日が土曜日、日曜日又は休日にあたるときは、その前日に支給）

(2) 賞 与：毎年6月及び12月の報酬支給日

(3) 退職手当：任期の満了、辞任及び又は死亡により退任した後

2 非常勤の役員に対する報酬は、それぞれ役員会又は監査等に出席した都度支給する。

3 報酬等は、本人（死亡により退任した者の退職手当にあつては、その遺族。以下同じ。）に支払う。通貨をもって支払うことを原則とするが、本人からの申し出がある場合には本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

4 報酬等の支払いに当たっては、法令の定めるところにより税額等を控除し支給する。

（報酬の額の日割計算）

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する

3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から退任までの期間を日割計算した額で支給する

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する

（改 廃）

第8条 この規程の改正・廃止は、評議員会の決議によっておこなう。

（補 足）

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て別に定める。

【附 則】

1 この規程は平成29年6月19日（定時評議員会の決議後）より施行する。

2 従前の「社会福祉法人 木曽社会福祉事業協会役員の報酬及び費用弁償に関する規程」（平成3年3月16日施行）は、一部改正も含め全て廃止する。

3 令和6年6月25日一部改正

○ 別表第1 役員報酬（第3条関係）

役職名	報酬の額
常勤理事	月額 270,000円
常勤監事	月額 270,000円
常勤業務執行理事	月額 400,000円
常勤理事長	月額 540,000円
非常勤理事長（週1日程度）	月額 130,000円
非常勤理事長（週2日程度）	月額 260,000円
非常勤理事長（週3日程度）	月額 390,000円

○ 別表第2 役員賞与（第3条関係）

賞与支払月	報酬の基本額	月数
6月	別表第1の額	2.0ヶ月
12月	別表第1の額	2.0ヶ月
計		4.0ヶ月

○ 別表第3 役員退職手当（第3条関係）

基本額	算定期間
別表第1の額	報酬月額×在任月数×係数 (係数は長野県社会福祉事業従事者退職年金共済の係数とする)

○ 別表第4（第3条関係）

非常勤役員報酬額	金額
全日（4時間を超える）の場合1回につき	13,000円
半日（4時間以内）の場合1回につき	6,500円

○ 別表第5（第3条関係）

評議員報酬額	金 額
全日（4時間を超える）の場合1回につき	13,000円
半日（4時間以内）の場合1回につき	6,500円

○ 別表第6（第3条関係）

常勤・非常勤の別	支 給 区 分	支 給 額
常 勤	片道 0 km から 2 km 未満	0 円
	片道 2 km 以上、 5 km 未満	2,000 円
	片道 5 km 以上、10 km 未満	4,100 円
	片道 10 km 以上、15 km 未満	6,500 円
	片道 15 km 以上、20 km 未満	8,900 円
	片道 20 km 以上、25 km 未満	11,300 円
	片道 25 km 以上、30 km 未満	13,700 円
	片道 30 km 以上、35 km 未満	16,100 円
非常勤乗用車利用	1 回当りの額は 30 円／1 km×往復の距離数	
非常勤交通機関利用	公共交通機関（電車・バス等）を利用したとして算出される額	

報 酬 算 出 根 拠

◆別表第1 役員報酬（第4条関係）の算定根拠

役職名	報酬の算定
常勤理事	$13,000\text{円/日} \times 20.5\text{日/月} \times 1.0\text{倍} = 270,000\text{円}$
常勤監事	$13,000\text{円/日} \times 20.5\text{日/月} \times 1.0\text{倍} = 270,000\text{円}$
常勤業務執行理事	$13,000\text{円/日} \times 20.5\text{日/月} \times 1.5\text{倍} = 400,000\text{円}$
常勤理事長	$13,000\text{円/日} \times 20.5\text{日/月} \times 2.0\text{倍} = 540,000\text{円}$
非常勤理事長（週1日程度）	$130,000\text{円} \times 1.0\text{倍（4～6日/月）} = 130,000\text{円}$
非常勤理事長（週2日程度）	$130,000\text{円} \times 2.0\text{倍（7～10日/月）} = 260,000\text{円}$
非常勤理事長（週3程度日）	$130,000\text{円} \times 3.0\text{倍（11～14日/月）} = 390,000\text{円}$

※日数算定根拠 {365日－公休104日(52週×2日)－特定公休15日} ÷12月＝20.5日

◆別表第1、別表第4、別表第5の算出根拠

報酬額は木曽広域連合費用弁償に関する条例別表第2（平成29年6月時点）の半日額6,000円、4時間を超える時は倍の12,000円を基礎とし、令和6年6月の改正により半日額を8.3%増の6,500円、4時間を超える時の額は倍の13,000円に設定